

## 公益社団法人富山県デザイン協会 会費規定・委員会及び部会規定

(総則)

第1条 この規定は、公益社団法人富山県デザイン協会の定款第7条及び第45条第3項の規定に基づき「会費」並びに「委員会及び部会」に関して必要な事項を定めるものである。

(入会金)

第2条 正会員の入会金は別表1のとおりとする。

2 入会金は、入会の月の末日までに納入するものとする。

(会費)

第3条 正会員の会費は別表2のとおりとする。

2 賛助会員の会費および役員特別会費は別表2、別表3のとおりとする。

3 会費は、毎事業年度6月末日までに全額を納入するものとする。

4 事業年度の途中に入会した会員の当該年度の会費は、入会以降の月割り相当額とする。

5 前項の場合、会費の納入については、入会の月の末日までに納入するものとする。

【別表1】 入会金

種別	金額
正会員	個人会員 5千円
	法人会員 1万円
賛助会員	法人賛助会員 無料
	個人賛助会員 無料
	学生賛助会員 無料

【別表2】 会費(年額)

種別	金額
正会員	個人会員 1万円
	法人会員 1口(2万円)以上
賛助会員	法人賛助会員 1万円
	個人賛助会員 5千円
	学生賛助会員 2千円

【別表3】 役員特別会費(年額)

種別	金額
理事長	3口(1口/10万円)以上
副理事長	4口(1口/5万円)以上
理事	4口(1口/2万円)以上
監事	4口(1口/2万円)以上

(委員会及び部会)

第4条 本会の委員会部会は次のとおりとする。

2 本会の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する。

3 運営委員会には、次の事業委員会及び部会を設置する。

事業委員会

(1)振興・普及事業委員会

(2)人材育成事業委員会

(3)交流・情報事業委員会

部会

(1)建築・環境部会

(2)インテリア・ディスプレイ部会

(3)グラフィック部会

(4)インダストリアル部会

(5)クラフト・ファッション部会

(6)デジタルコンテンツ部会